

厚生委員会会議録

平成24年9月24日(月)

(開会) 10:11

(閉会) 10:44

案 件

1. 議案第72号 平成24年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
2. 議案第81号 訴えの提起(国民健康保険法に基づく損害賠償請求)
3. 認定第17号 平成23年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定
4. 請願第7号 知的障害者が安心して暮らせる入所施設の新設を求める政府意見書の提出についての請願
5. 請願第8号 国民健康保険税の引き上げに反対する請願

報告事項

1. 街なか子育てひろばの土曜日開所について (保育課)
2. 国民健康保険税の税率改定に係る諮問について (健康増進課)
3. 指定特定施設(特定施設入居者生活介護)整備の協議について (介護保険課)
4. 長寿祝金について (高齢者支援課)
5. 市民後見人養成事業について (高齢者支援課)

委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

「議案第72号 平成24年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」及び「議案第81号 訴えの提起(国民健康保険法に基づく損害賠償請求)」以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

健康増進課長補佐

「議案第72号 平成24年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」について補足説明をいたします。

補正予算書の15ページをお願いいたします。第1条において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ242千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ148億5084万2千円と定めるものでございます。今回の補正は、「議案第81号 訴えの提起(国民健康保険法に基づく損害賠償請求)」についてに係る経費を計上したものであります。

18ページをお願いします。3.歳出予算の1款総務費 1項総務管理費 3目医療費適正化特別対策事業費において弁護士謝礼金242千円を計上いたしております。併せて2.歳入予算においては一般会計繰入金に同額を計上いたしております。

以上で、国民健康保険特別会計の補正予算に係る補足説明を終わります。

次に議案第81号ご説明をいたします。「議案第81号 訴えの提起(国民健康保険法に基づく損害賠償請求)」についての補足説明をいたします。

お手元に配布してあります議案書の14ページをお願いいたします。今回の訴えの提起につきましては、平成22年5月2日に発生しました交通事故に起因する被保険者の治療費について、代位取得した損害賠償額1009万5898円を請求したところ、好意同乗による減額の申し出があり、加害者加入の損害保険会社と協議いたしましたが、不調に終わりましたことから、加害者を被告として全額の支払いを求めるものであります。

ここで第三者求償と好意同乗について少々ご説明いたします。第三者求償でございますが、これは交通事故等に加害者がいる場合、いわゆる第三者の不法行為によって治療を要した場合には、加害者に損害賠償責任が生じます。しかしながら、被害者が治療費を一旦、全額自己負

担することになりますと被害者に経済的負担がかかりますので、健康保険を活用して治療を受けることができます。この場合、健康保険は、保険給付しました治療費の請求権を被害者から代位取得することになります。この代位取得します損害賠償金を加害者に請求することを第三者求償というものであります。今回の事案では、飯塚市国民健康保険被保険者が同乗する自動車事故を起こし、この事故に関しては運転者に過失があることから、運転者及び自動車の所有者、これを運行供用者と申しますけれど、これが加害者に当たります。そこで加害者に対し、飯塚市国民健康保険が負担した治療費を損害賠償請求するものであります。

次に好意同乗減額について、ご説明いたします。好意同乗とは、無償で運転者の好意により同乗させることを指すものであります。運転者の好意により同乗した自動車が運転者の過失により交通事故を起こした場合、先ほど説明いたしましたように、運転者に損害賠償責任が発生いたしますが、その賠償額を減額することを好意同乗減額というものであります。

これは、過失相殺の考え方に則っていることから、同乗者にも何らかの過失がある場合、事故発生につながるような過失が認められる場合等に採用される考え方であります。

例といたしましては、飲酒運転であることや運転手が徹夜明けであることを承知して同乗した場合、運転者をあおり暴走運転させたような場合がこれにあたりとされております。

しかしながら本事案ではそのような要因は認められず、加害者加入の保険会社が主張する好意同乗減額に同意することができないことから、本議案を提案するものであります。

なお、本議案では加害者個人を被告としております。これは、損害賠償責任はあくまでも加害者が負うものであるためであります。しかし、実際の損害賠償に関する協議を加害者が加入する損害保険会社と行っておりますのは、市が勝訴した場合の賠償金は、加害者との保険契約によって損害保険会社が負担することになると見込まれることからでございます。

以上、簡単ですが補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第72号 平成24年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」及び「議案第81号 訴えの提起(国民健康保険法に基づく損害賠償請求)」、以上2件については、いずれも原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第17号 平成23年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

健康増進課長補佐

認定第17号 平成23年度飯塚市立病院事業会計決算について補足説明をいたします。

決算書の1ページをお願いします。収益的収入及び支出のうち、収入からご説明いたします。第1款病院事業収益 第1項医業収益につきましては、その主なものといたしまして、普通交付税病床分及び救急病院分交付金で決算額は当初予算額と同額の2億1324万1千円となっております。第2項医業外収益につきましては、その主なものといたしまして、病院事業債利息のうち交付税措置分の一般会計補助金、病院事業債及び合併特例債指定管理者負担分等で予算額1313万4千円に対し、決算額413万5026円となり、899万8974円の減額

となっております。これは、設計委託及び医療機器購入に係る一時借入金が発生しなかったため、その利息を負担します指定管理者の負担金が、減額となっております。なお、第3項の特別利益は、車両の売却によるものでございます。

次に、支出についてご説明いたします。第1款病院事業費用 第1項医業費用につきましては、病院管理運営交付金2億1324万1千円、減価償却費3136万1611円で決算額2億4460万2637円となっております。第2項医業外費用につきましては、病院事業償還利息、市立病院管理運営協議会費用等で予算額1301万円に対し、決算額365万197円となり、935万9803円が、一時借入金が発生しなかったため等で不用額となっております。

2ページをお願いします。資金的収入及び支出のうち、収入からご説明いたします。第1款資金的収入 第1項企業債につきましては、予算額2億620万円に対し、決算額6030万円となっております。その減額の理由としましては、当初見込んでおりました設計費分が繰り越したこと及び入札による起債対象額の減額によるものでございます。第2項出資金につきましては、病院事業償還元金に対する交付税措置分及合併特例債にかかる一般会計からの出資金でございます。予算額7392万円に対し、決算額2521万9732円となっております。減額の理由は第1項の企業債で説明したとおりでございます。第3項納付金につきましては、病院事業償還元金のうち一般会計繰入金を除いた指定管理者負担分及び機械整備事業の起債対象外分の指定管理者負担分でございます。決算額1860万5726円となっております。

支出についてご説明いたします。第1款資金的支出 第1項建設改良事業費につきましては、決算額537万3900円で翌年への繰越額が7875万円、入札による不用額が9090万8100円となっております。第2項機械整備事業費につきましては、決算額7555万2750円で入札による不用額が2444万7250円となっております。第3項企業債償還金につきましては、病院事業償還元金でございます。

3ページの損益計算書をお願いいたします。下から3行目になります。当年度純損失は3080万7509円となり、前年度繰越欠損金が1億3774万4867円だったことから当年度未処理欠損金は1億6855万2376円となっております。

以下4ページから7ページまで剰余金計算書、欠損金処理計算書、貸借対照表を、9ページからは決算附属書といたしまして、事業報告書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書を添付いたしておりますので、よろしくをお願いします。

以上で簡単ですが、決算についての補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、資料要求があればお受けいたしたいと思っております。資料要求はありませんか。

(な し)

資料要求はないということですので、本案は慎重をきして閉会中に審査するという一方で、継続審査といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は継続審査とすることに決定いたしました。なお、追加での資料要求がある場合は、次回の委員会でお受けいたしますが、できるだけ事前に通告をお願いいたします。

次に、「請願第7号 知的障害者が安心して暮らせる入所施設の新設を求める政府意見書の提出についての請願」を議題といたします。

お諮りいたします。本請願につきましては、慎重に審査するため、閉会中に開催予定の委員会において紹介議員から趣旨説明を受けた後に審査を行うということで、本日は継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「請願第8号 国民健康保険税の引き上げに反対する請願」を議題といたします。

お諮りいたします。本請願につきましては、慎重に審査するため、閉会中に開催予定の委員会において紹介議員から趣旨説明を受けた後に審査を行うということで、本日は継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、5件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「街なか子育てひろばの土曜日開所について」報告を求めます。

保育課長

「街なか子育てひろばの土曜日開所について」ご説明いたします。

現在は月曜から金曜日までの開所で実施しておりますが、平成24年3月に、市内5カ所の子育て支援センター利用者に対してアンケート調査を実施した結果、多数の利用者から土曜日開所を望む声がありました。このことから、更に多くの方に子育て支援の場を提供し充実を図る目的で、「街なか子育てひろば」については平成24年10月から土曜日も開所することといたしました。

なお、他の4カ所の子育て支援センターも合わせて一斉に土曜日開所とするのが望ましいと考えますが、年度内での実施は職員体制等の問題があるため、「街なか子育てひろば」を先行して実施するものです。平成25年4月からは、5カ所すべての子育て支援センターが土曜日も開所できるように、準備を進めてまいりたいと考えております。

以上、簡単でございますが、街なか子育てひろばの土曜日開所についての説明を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「国民健康保険税の税率改定に係る諮問について」報告を求めます。

健康増進課長補佐

「国民健康保険税の税率改定に係る諮問について」ご報告いたします。

飯塚市国民健康保険の運営につきましては、他市町村と同様に高齢者などの生活基盤の弱い方々が多いことから保険自体の財政基盤が大変弱く、そのため大変厳しい運営を強いられているのが現状であります。平成23年度については、形式的には4,700万円の黒字となっておりますが、実質的には3億5,700万円の赤字が出ております。今後もこのような財政状況が続くと予想されますことから、大変厳しい経済状況ではありますが、被保険者の皆様から頂く負担について、見直しを検討しなければならない時期に来ていると判断いたしまして、去る7月27日に飯塚市国民健康保険運営協議会へ国民健康保険税の税率改定に係る諮問をいたしております。

本日、お配りしております資料は、去る8月28日に開催されました飯塚市国民健康保険運営協議会の資料の抜粋でございます。

資料1ページをお願いいたします。1ページは諮問書でございます。諮問の趣旨としましては、高齢者や低所得者の被保険者の割合が高いという構造的な問題に加え、景気の低迷による保険税収入の減少とともに医療費が増加している状況にあって、平成22年度から実質単年度

収支が赤字となり、平成23年度も基金を取崩す状況となったこと。保険税率は、実質的には、平成19年度から改定していないこと。今後も収支の改善を見込むことができない現状であることによりまして、保険税率の改定についての提言を求めるものでございます。諮問事項としましては、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれの税率改定とその税率の施行期日であります。

資料2ページをお願いいたします。2ページ「平成23年度国民健康保険特別会計決算見込」をお開き願います。歳入歳出それぞれ、「一般」「支援」「退職」「介護」「その他」に分けて記載しております。「一般」とは、一般被保険者に関する項目でございまして、「支援」とは、後期高齢者支援金に関する項目、「退職」とは、退職者医療制度に関する項目、「介護」とは、介護保険2号被保険者に係る納付金に関する項目、最後の「その他」とは、歳入にあつては、主に、翌年度に返還しなければならない超過交付金、資金に限りのある基金繰入金、前年度繰越金、歳出にあつては、主に、返還金でありまして、臨時的なものを「その他」に区分しております。これらを区分していただきますのは、「一般分」「支援分」「介護分」は税率を分けて設定しており、それぞれ収支バランスを取る必要があることから、その比較のため作成しております。

このページの右下の歳入マイナス歳出の欄をお願いいたします。23年度の決算見込は、一般被保険者分は、1億6335万3千円の赤字、後期高齢者支援金分は、1億6759万8千円の赤字、退職者医療制度分は、980万円の赤字、介護納付金分は、7828万7千円の赤字、その他分の4億6649万1千円の黒字によりまして、4745万3千円の黒字となっております。

また、歳入歳出の欄の下の「必要税等額」欄は、これも「一般」から「介護」までの区分において、歳出を賄うために必要な保険税額等を算出したものであります。

次に、3ページをお願いいたします。これは「平成24年度国民健康保険特別会計決算見込」になります。右下の「歳入 - 歳出」の欄でございまして、24年度の決算見込は、一般被保険者分は、2億5885万7千円の赤字、後期高齢者支援金分は、1億7371万1千円の赤字、退職者医療制度分は、収支均衡、介護納付金分は、8051万8千円の赤字でありまして、この段階で5億1308万6千円の赤字を見込んでおりまして、臨時的な収支のその他分の2億3840万9千円の黒字見込によりまして、トータル2億7467万7千円の赤字を見込んでおります。

資料4ページをご覧ください。各年度の国民健康保険特別会計決算状況でございます。左から4番目に実質収支がございまして、この実質収支に前年度の実質収支を控除したものが、その隣の単年度収支でございます。この単年度収支から実質的な赤字要素であります基金繰入金や国等超過交付金などを控除し、実質的な黒字要素であります国等未交付額を加えましたものが、右から2番目の実質単年度収支でございます。この実質単年度収支の下から3段目になりますが、平成22年度から赤字となっております。平成24年度は一番下の欄でございまして、約5億1300万円の赤字を見込んでおります。

次に税率試算関係資料について、ご説明いたします。資料は5ページになります。5ページは「税率試算内訳一覧表」になります。左端の区分に「医療分」「支援分」「介護分」とございまして、これは、保険税の区分であります「医療給付費分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」を示しております。この表の黄色の部分、現行を示しております。一番上段が、「医療分」の現在の税率でありまして、所得割率8.5%、資産割率8.7%、均等割額1万9300円、平等割額2万1200円で、その隣「必要額or差引額」欄には、先ほど説明しました資料3ページの右側下から2段目に記載してございました歳入マイナス歳出の額を表示しております。この額は現行の税率では不足している額ですので、この額に相当する増額になる税率等の改定をする必要があるかと考えております。「医療分」ですと、必要額が2億

5885万7千円ですので、その額に近い額になるように、試算 から までのパターンを想定して計算をしております。右端に改定率の欄がございます。各試算の率に改定した場合の改定率を記載しております。軽減後と言いますのは、本市の場合、低所得者については、その所得区分に応じまして応益割額、これは均等割、平等割をさしますが、これを7割、5割、2割と軽減しておりますので、その軽減額を算出税額から控除した後の改定率であります。この軽減後の率が、実際に改定した場合の増加率になります。

8月28日の運営協議会におきましては、具体的な改正税率についての議論には至っておりません。今回は、主に「応能割と応益割の割合」、「資産割の取り扱い」が、課題として整理されております。次回以降、この課題を含めて協議することになっております。

また、次回の運営協議会の資料につきましては、改めて必要税額等を試算し直しまして提出することにしております。

以上で、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「指定特定施設(特定施設入居者生活介護)整備の協議について」報告を求めます。

介護保険課長

本年3月に策定いたしました、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画で平成25年度に特定施設入居者生活介護の施設整備を県に要望いたしておりましたが、今般「平成25年度指定特定施設(特定施設入居者生活介護)の施政方針について」の県通知に基づき、公募による事業者募集を実施するものでございます。なお、事業者募集に係る概要とスケジュールにつきましては、お手元にお配りしております資料のとおりとなっております。募集計画といたしましては、市内全域を整備圏域して混合型50床を1カ所募集することといたしております。スケジュールといたしましては、ホームページによる広報をすでに9月13日に実施しております。市報掲載を10月1日、協議申請書の提出期限を10月下旬とし、選考会並びに事業者選定を11月中旬に予定しております。

以上簡単ですが指定特定施設特定施設入居者生活介護整備にかかる事業所募集について報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「長寿祝金について」報告を求めます。

高齢者支援課長

「長寿祝金について」について報告をさせていただきます。

長寿祝金は、多年にわたり社会の発展に寄与されたことへの感謝の意を表すものとして、77歳の喜寿、88歳の米寿、99歳の白寿、それから100歳以上の方々の長寿を祝い贈呈するものです。今年度の長寿祝金の対象者は、77歳1405人、88歳657人、99歳52人、100歳以上103人で総数は2217人となっております。

この内、今年度中に100歳になられる方は39人、市内の最高齢者は109歳となっております。

以上、簡単ですが報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「市民後見人養成事業について」報告を求めます。

高齢者支援課長

「市民後見人養成事業について」報告をさせていただきます。

老人福祉法第32条の2の創設により、市町村は後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るために必要な措置を講ずるように努めることとされました。本市としましては、厚生労働省所管の介護保険事業費補助金を活用しまして、市民後見推進事業を取り組むこととしました。事業の概要は、10月に一般公募、定員は30名程度。講座は1回60分程度から90分で11月から3月までの期間で実施する予定です。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、厚生委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。